

報道発表資料様式

12/5(金)の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時 12月5日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】(素案)」 に係る道民意見募集(パブリックコメント)について
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 発表者 発表場所
概要	<p>【ポイント】</p> <p>中間年における点検を行った北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】(素案)について、パブリックコメントを実施します。</p>
①  ② 	<p>1 意見募集期間 令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月5日(月)</p> <p>2 資料の閲覧・入手方法</p> <p>(1) 北海道経済部GX推進局GX推進課ホームページ① https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/240942.html ※子ども向け:同保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページ② https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html</p> <p>(2) 以下の場所での閲覧・配付 ア 北海道経済部GX推進局GX推進課(道庁本庁舎8階) イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー ※上記の場所にて、紙媒体による閲覧又は配付を御希望の方は、担当職員へお申し付けください。</p> <p>3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール(子ども向けは電子申請サービス)のいずれかにより、経済部GX推進局GX推進課新エネルギー係あて提出。 ※ 詳細は、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」を御参照ください。</p>
参考	添付資料 ・道民意見提出手続の意見募集要領 ・北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第三期】(素案)の概要

報道(取材) に当たって のお願い	
他のクラブ との関係	同時配付 (場所) 同時レク
担当 (連絡先)	経済部GX推進局GX推進課(担当者:日野) TEL ダイヤルイン 011-204-5319(内線26-190)

道民意見提出手続の意見募集要領

令和7年(2025年)12月5日

1 計画等の案の名称

北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】(素案)

2 参考資料の名称

- (1) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】(素案)の概要
- (2) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第3期】(素案)の概要
(やさしい版) ※子ども向け

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

北海道のホームページ(経済部GX推進局GX推進課ホームページ)に掲載

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/240942.html>)

上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。

ア 北海道経済部GX推進局GX推進課(道庁本庁舎8F)

イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)

ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー

※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配布をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。

4 意見等の募集期間

令和7年12月5日(金)～令和8年1月5日(月)

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部GX推進局GX推進課(新エネルギー係)
- (2) ファクシミリ 011-232-1041
- (3) 電子メール gx.suishin@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和8年2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、意見提出様式を添付ファイルとして使用してください。
- (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

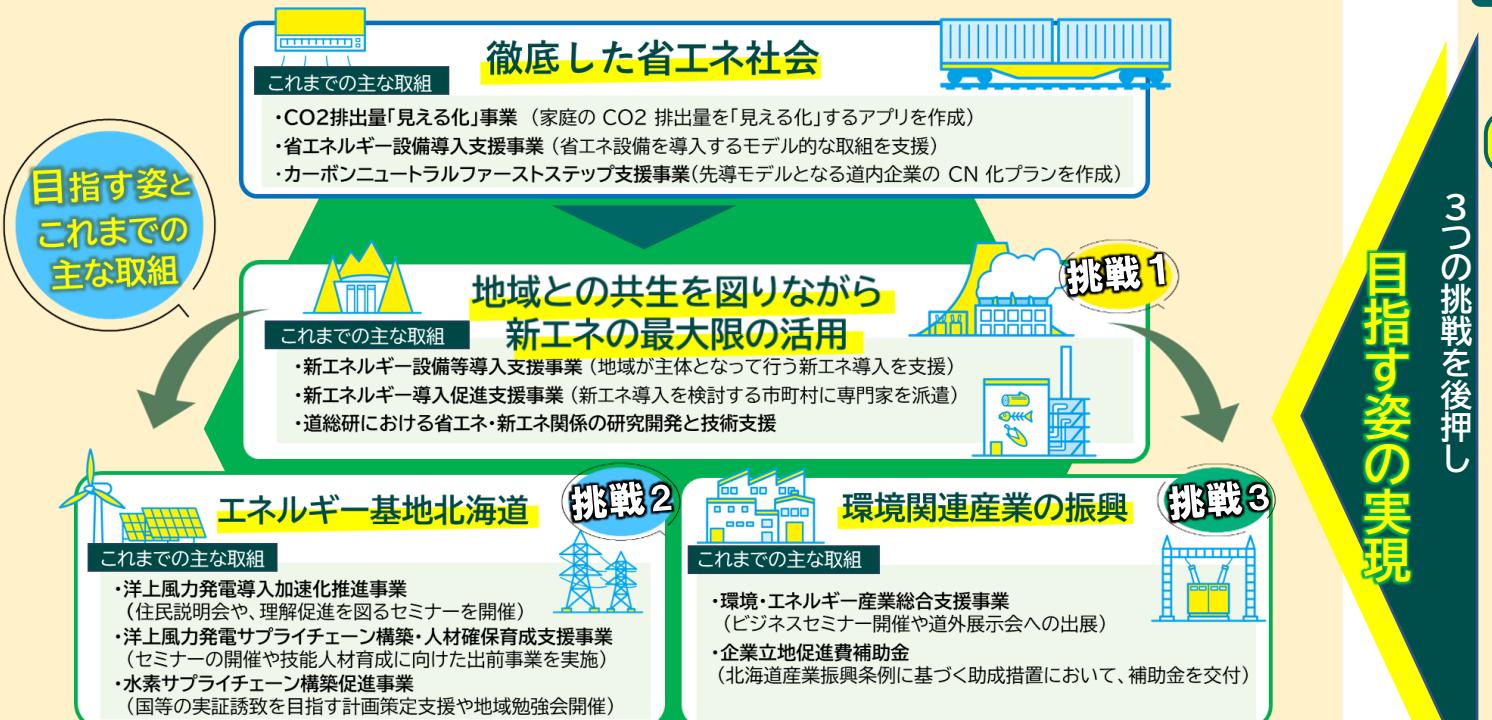
経済部GX推進局GX推進課

(新エネルギー係)

電話:011-204-5319

1. 基本的考え方

- エネルギーは暮らしと経済の基盤、**安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合**が基本的視点
- エネルギー源の特性を活かした多様な構成**とし、レジリエンスを高め、安定供給を図る必要
- 持続的な発展が可能な循環型の社会システムを作るため、
持続可能な省エネ社会の実現と、新エネを主要なエネルギー源の一つにするよう取り組む



2. 目標指標の進捗状況

<エネルギー消費原単位>

目標指標	R12目標値	R4実績	達成率
【産業部門】生産額当たりのエネルギー消費(GJ/百万円)	29.6 (▲1.0%/年)	24.2	122.3%
【業務部門】床面積当たりのエネルギー消費量(GJ/m ²)	2.10 (▲1.5%/年)	2.65	79.2%
【家庭部門】世帯当たりのエネルギー消費量(GJ/世帯)	44.0 (▲2.0%/年)	48.8	90.2%
【運輸部門】自動車台数当たりのエネルギー消費量(GJ/台)	42.6 (▲2.5%/年)	51.4	82.9%

<新エネルギー導入量>

目標指標	R12目標値	R5実績	達成率	備考
新エネ発電設備容量 (万kW)	824.0	513.6	62.3%	・エネルギー消費原単位は概ね減少傾向だが、各部門毎に進捗度合いに差がある
新エネ発電電力量 (百万kWh)	20,455	12,598	61.5%	・新エネ導入量は年々増加しているものの、取組は道半ばの状況
新エネ熱利用量 (TJ)	20,960	16,245	77.5%	

<環境関連ビジネスの実施割合>

目標指標	R2実績	目標	R12目安	R6実績 (R3~6平均)
環境関連ビジネスを実施する企業の割合	10.4%	年 0.5ポイント増	12.4%	23.1% (15.5%)

※道アンケート調査による (無作為抽出した道内企業400社を対象、回答率は3割程度)

前半期の総括

- これまで、道内の省エネ・新エネは着実に進展
- 目標の達成に向け、計画後半期に取組を加速させる必要
- 自然環境など地域との共生や地域へのメリットを求める声が高まっている

3. 後半期の基本的な考え方(主な追記部分)

- 再エネ供給拠点と利活用拠点の双方で取組を進め、全道域にその効果を波及させる
- 再エネ導入にあたっては、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域の理解のもとで適切に事業が実施されることが重要
- 現状の取組に加え、以下の6つの視点に立った取組を重点的に実施する

4. 後半期の推進方針

- 地域へのメリットを含む「地域との共生」を明確化

目標の達成に向けた、現状の取組

6つの視点のもと、重点的に推進する事項

① 国施策の活用 国の政策動向に対応した支援制度の積極的な活用を促す

- 徹底した省エネ
- 再エネの最大限導入
- 事業規律の強化
- 地域間連系線の整備、蓄電池の導入
- 水素等次世代エネルギーの確保など

② 道施策の活用・国と連携した施策の強化

地域の取組支援に加え、新たに設けた道施策の最大限活用

■道施策の活用

- 地域資源を活用した地産地消の取組への補助金
- 市町村職員向け研修、市町村への専門家派遣

■新たな施策

- ① 北海道GX推進税制
- ② 企業立地補助金(拡充)
- ③ 特区における規制緩和の活用

■国と連携した施策の強化

- 再エネ電源近傍への産業集積の促進
- 電力等のインフラ整備
- 洋上風力発電の導入加速化
- 水素等の脱炭素燃料の社会実装

③ 地域との共生

- 「地域との共生」を大前提に「良質なGX投資」を促進し、「環境と経済の好循環の実現」を目指す道の考え方を広く発信
- 関係する法令の範囲内で、できることを徹底して行う
- 違反事案の早期把握や関係法令等の厳正な運用に向けた手続きの見直し
- 再エネ導入に伴う、コスト節減や未利用資源の有効活用、地元企業の参入、事業者による地域貢献など地域へのメリットを明確化

④ 先進事例の横展開

- 農業や林業などの一次産業と連携した地産地消の事例
- 地域と大学が連携した先端技術を実用化した事例
- 中小水力や地熱資源の活用事例など

⑤ 新技術の普及活用

- ペロブスカイト太陽電池などの取組事例
- 省エネ・新エネ促進大賞の取組事例
- 北海道立総合研究機構の技術支援
- 企業局による新エネ導入に向けたアドバイザーの派遣

⑥ 効果的な情報発信

- 計画の認知度向上 (説明会の開催、各種媒体を活用した周知、振興局との連携)
- 一元的な情報発信 (HPにより国施策、道施策、先進事例等をわかりやすく発信)
- 本庁、振興局に設置しているワンストップ相談窓口の積極的な活用